際に來て貰いたいのです會社としてもさう何度もこんなことをやつて居るわけに參りませぬから此際直に職工を挽めて貰い度い會社が折く再三歸君の反省を促すに拘らず歸君が若し態度を改めない場合には會社は愈々最後の斷然に出るかも知れませぬから此際歸君自身の爲且つは御互の爲熟考して貰い度いです

大正十二年十二月四日

旭硝子株式會社東山工場